平成２３年（フ）第１０２５号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目20番16号、前住所兵庫県尼崎市武庫川町２丁目10番地の１　コスモ武庫川公園404号
債務者　奥村　嘉弘
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２６号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目20番16号、前住所兵庫県尼崎市武庫川町２丁目10番地の１　コスモ武庫川公園404号
債務者　奥村　秀子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４０号
神戸市西区玉津町今津382番地の７
債務者　福島　洋子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
兵庫県明石市朝霧町２丁目１番７号　202号、旧住所兵庫県明石市東野町2151番地の６　ロイヤルアーク明石東野町704号
債務者　山口　忠之
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
神戸市西区竜が岡４丁目６番地の１　県住908号
債務者　鬼塚　里美
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
神戸市西区池上４丁目５番地の９　ティーホームズ伊川館308号、旧住所島根県大田市温泉津町福光ハ817番地
債務者　竹内　一惠（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
兵庫県佐用郡佐用町三日月1457番地、前住所兵庫県佐用郡佐用町三日月1455番地、前々住所兵庫県佐用郡佐用町三日月702番地13
債務者　植村　和子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５８１号
奈良市五条西２丁目17番１号
債務者　辻　すみえ
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５８７号
奈良市四条大路４丁目２番66号　ウィンパレス102号
債務者　三木　健一
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９４号
高知市万々399番地１
債務者　梶野　耕司
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５号
高知県須崎市上分丙1758番地２　特別養護老人ホーム清流荘
債務者　吉岡　英雄
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第６０号
高知県高岡郡中土佐町久礼4606番地
債務者　岡本　博夫
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第３３５号
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目15番２号
債務者　幸山　清子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和391番地　グリコ荘２号
債務者　松尾　光代
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２２３号
佐賀県西松浦郡有田町赤坂丙2843番地12　デイサービス癒赤坂、住民票上の住所佐賀県西松浦郡有田町泉山１丁目24番12号
債務者　前田　立夫
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４５３号
大分県別府市亀川中央町24番18号　おのアパート101
債務者　近藤　賀圓
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係